

■第391回食品安全委員会

日時：平成23年7月21日（木） 13：59～14：48

傍聴者：11名

議事概要：

（1）平成22年食中毒発生状況の概要について

・厚生労働省からの説明。

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1）農薬「シアゾファミド」に係る食品健康影響評価について

・「シアゾファミドの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊殺菌剤で、ぶどう、ばれいしょ等に使用します。今回、かぼちゃへの適用拡大申請がされています。

2）農薬「シエノピラフェン」に係る食品健康影響評価について

・「シエノピラフェンのADIを0.05mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊殺ダニ剤で、かんきつ、なす、りんご等に使用します。今回、ピーマン、きゅうり、食用ぎくへの適用拡大申請がされています。

3）農薬「シフルフェナミド」に係る食品健康影響評価について

・「シフルフェナミドのADIを0.041mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊殺菌剤で、麦類、いちご、メロン等に使用します。今回、すいか、メロン、もも、ぶどう、とうがらし等へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）申請がされています。

4）遺伝子組換え食品等「乾燥耐性トウモロコシMON87460系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した1品種を除く）」に係る食品健康影響評価について

5）遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した2品種を除く）」に係る食品健康影響評価について

・『「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊4）、＊5）安全性評価が終了しているトウモロコシ3品種を交配によって掛け合わせた品種ですが、収穫される種子は1粒ごとに形質が異なります。したがって、すべての掛け合わせ品種のうち、安全性評価が終了している品種を除く品種が評価の対象となります。

（3）遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の取扱いについて（案）

・専門調査会の検討結果を踏まえ「遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の取扱いについて（案）」について事務局から説明後、案のとおり決定された。

（4）その他

1）前回の食品安全委員会において、「生食用食肉（牛肉）に係る規格基準の設定について」の参考資料1に関し、厚生労働省から差し替えの連絡についての報告

・厚生労働省から誤った資料が提出されたこと、HPには正しい資料を掲載すること等を事務局から説明。